

○財務省告示第百五十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年四月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年五月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等	発行方法	募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第三百十 五回、第三百十六回、第三百十 八回、第三百二十回、第三百二 十一回、第三百二十二回、第三 百二十三回、第三百二十四回及 び第三百二十六回）、利付国庫債 券（二十年）（第五十一回、第五 十八回及び第七十五回）及び利 付国庫債券（三十年）（第一回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。				

（利付） （第十三年） （回） （百十八） （庫債券）	（利付） （第十三年） （回） （百十六） （庫債券）	（利付） （第十三年） （回） （百十五） （庫債券）	名称及び記号
一・〇%	一・一%	一・二%	利率（年）
日年平 九成三 月二十三	日年平 六成三 月二十三	日年平 六成三 月二十三	償還期限
億二百九十二	二十四億	円千八百四億	（発行額） （額面金額）

（別表）

二十	十九	十八	十五	十六	十七
元	元	元	元	元	元
利	利	利	利	利	利
金	金	金	金	金	金
支	支	支	支	支	支
場	場	場	場	場	場
所	所	所	所	所	所
入	入	入	入	入	入
札	札	札	札	札	札
参	参	参	参	参	参
加	加	加	加	加	加
者	者	者	者	者	者
払	払	払	払	払	払
込	込	込	込	込	込
期	期	期	期	期	期
日	日	日	日	日	日

平成二十八年四月二十七日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

訂正された場（は、訂正後の）

均値の単利（平成二十八年四月二十五日午前九時以前に）

買参考統計表に掲載された平均値

業協会が発表した公社店頭売

八柄四月二十五日付で日本証券

銘柄毎の基準利回りは、平成二十

額面金額百円につき百円

（別表のとおり）

各券の額面金額×各券の利率／100×1／2

同日に支払う（償還期限について）

日に当たるときは、その翌営業

（（利 第三付 一十国 回年庫 ））債 券	（（利 第二付 七十国 十年庫 五）債 回券	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回券	（（利 第二付 五十国 十年庫 一）債 回券	（（利 第六十 回三年 ）百）庫 二十債 券	（（利 第四十 回三年 ）百）庫 二十債 券	（（利 第三十 回三年 ）百）庫 二十債 券	（（利 第二十 回三年 ）百）庫 二十債 券	（（利 第一十 回三年 ）百）庫 二十債 券	（（利 第十回 ）三年 ）百）庫 二十債 券
二 ・ 八 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	〇 ・ 七 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 九 %	〇 ・ 九 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 〇 %
日年平 九成 月四 二十一	日年平 三成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十四	一年平 日六成 月三 二十三	十年平 日十成 月二 月十二 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四	十年平 日十成 月二 月十二 二十三
円二 百 五十 億	三 億 円	一 億 円	九 十 六 億 円	七 億 円	円三 百 四十 億	百 八 億 円	億二 百 七十 三	三千 億六 百四 十	円百 五十 六 億